

警 察 本 部

I 安全・安心の暮らし さが

I - I 防災・減災・県土保全

1 防災・減災等の体制づくり

事業の目的

関係機関(自治体、消防)と連携し、防災訓練や防災パトロールによる共同点検を行うなどして、防災等の推進を図る。

事業の実績

(単位：千円)

事業名	28 年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
関係機関と連携した治安対策の向上		<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀県警・長崎県警・佐賀広域消防局合同救出救助訓練(6月17日) (被災者の救出、現地指揮所設置・運営訓練、映像伝送訓練) 参加者：警察 17人 ・ 県原子力防災訓練(10月10日) (情報伝達、警備本部設置・運営、住民に対する広報、住民の避難誘導、避難車両の誘導、モバイルによる映像伝送、避難所の警戒) 参加者：警察 98人 ・ 市町と警察署が連携した防災訓練等 参加者：9署 300人 ・ 市町と警察署が連携した防災パトロール 参加者：8署 36人 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県総合防災訓練(5月17日) (被災者の救出、被災者の検視、交通規制、避難誘導、図上訓練、現地調整所設置、運営訓練、映像送信訓練) 参加者：警察 71人 ・ 県原子力防災訓練(11月28日) (情報伝達、警備本部設置・運営、住民に対する広報、住民の避難誘導、避難車両の誘導、モバイルによる映像伝送、避難所の警戒、屋内待避訓練) 参加者：警察 96人 ・ 市町と警察署が連携した防災訓練等 参加者：9署 386人 ・ 市町と警察署が連携した防災パトロール 参加者：8署 47人

事業の成果

自治体、消防等の関係機関と連携の上、

- ・ 旧鹿島警察署庁舎における佐賀県警・長崎県警・佐賀広域消防局合同救出救助訓練で、被災者の救出活動、現地指揮所設置・運営訓練、映像送信訓練等
- ・ 平成 28 年度佐賀県原子力防災訓練において実施された広域避難訓練で、地域住民の避難誘導、パトカーによる避難広報活動、避難所警戒、情報伝達等
- ・ 防災パトロールによる災害危険箇所の点検・実態把握をそれぞれ実施して、防災関係機関相互の連携を強化するとともに、災害対処能力向上を図った。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】		()	()	()	()

現状と課題、要因分析、対応方針

< 現状・課題 >

- ・ 大規模災害発生時は、各自治体、消防、自衛隊等の各防災関係機関と連携した早期対応と情報共有が必要である。

< 要因分析 >

- ・ 昨年は「平成 28 年熊本地震」、本年は「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」が発生したが、本県は地震をはじめとした大規模災害が少ないというイメージを持つ県民が多い。

< 対応方針 >

- ・ 「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」により、県民の災害に対する関心が高まっている機会を捉え、引き続き、自治体・消防・自衛隊等の各防災関係機関との連携強化に努めるとともに、住民参加の合同訓練を実施するなどして、災害に対する県民の意識・防災リテラシーを一層高めていく。
- ・ 平素から、災害危険箇所等の実態把握、各自治体との合同防災パトロールによる情報共有等を行うとともに、実戦的な災害警備訓練を実施し、対処能力の向上に努めていく。

- 暮らしの安全・安心

1 犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりの推進（一般警察活動費、刑事警察費）

事業の目的

- ・ 犯罪被害者等の立場に立った施策を展開し、犯罪被害者等に対する支援を推進するため、官民一体となった支援活動を中心に、社会全体で犯罪被害者を支える環境の醸成を図る。
- ・ 県内における犯罪被害者支援ボランティアについて、平成 30 年度までに 24 人とするため、広報啓発活動を積極的に実施する。
- ・ 犯罪の起きにくい安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、防犯ボランティアの育成や活動の活性化のための支援を行うとともに、県民への防犯に関する広報・啓発を実施する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	28 年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
犯罪被害者支援 推進事業	(6,881) 6,508	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者支援活動事業 被害者支援連絡協議会の開催（7月29日） カウンセリング等研究会の開催（2月20日） 被害者の手引き作成 公費負担制度の運用 犯罪被害者支援事業委託 ・ 広報啓発活動事業 ポスター、リーフレット等の作成、配布 命の大切さを学ぶ教室の開催 犯罪被害者支援フォーラム 2016 の開催 	(7,227) 6,723	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者支援活動事業 被害者支援連絡協議会の開催（5月20日） カウンセリング等研究会の開催（2月10日） 被害者の手引き作成 公費負担制度の運用 犯罪被害者支援事業委託 ・ 広報啓発活動事業 ポスター、リーフレット等の作成、配布 命の大切さを学ぶ教室の開催 犯罪被害者支援県民のつどいの開催
防犯ボランティア活動支援	(641) 637	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯ボランティア団体支援事業 防犯用品の購入提供 防犯ボランティア保険の加入 ・ 防犯アドバイザー制度 事業業務派遣回数 合計 48 回 	(644) 624	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯ボランティア団体支援事業 防犯用品の購入提供 防犯ボランティア保険の加入 ・ 防犯アドバイザー制度 事業業務派遣回数 合計 48 回

事業の成果

(犯罪被害者支援推進事業)

- ・ 犯罪被害者支援事業委託の結果については、電話・電子メール相談 566 件、面接相談 44 件、直接支援 27 件であった。
- ・ 県内 20 の中学校・高等学校を対象に「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、8,272 人の生徒、教職員等が犯罪被害者等の講演を聴講したほか、「犯罪被害者支援フォーラム 2016」を開催し、約 400 人が交通事故被害者遺族の声に耳を傾けるなど、社会全体で被害者を支え、地域から加害者も被害者も生まない街づくりへ向けた気運の醸成がなされた。
- ・ NPO 法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS が行っている支援員の養成研修会(平成 28 年度 9 人受講)を受け、新規に犯罪被害者支援ボランティア 2 人を獲得することができたものの、これまでの登録者のうち 2 人の辞退者がでたため、登録従事者数が 17 人となった。

(防犯ボランティア活動支援)

- ・ 各警察署を通じて防犯ボランティア団体に対し、パトロール活動時に使用する防犯用品を提供するとともに、防犯ボランティア保険の加入希望調査を行い、保険加入を希望した 13 団体(400 人)への支援を行った。

平成 28 年中、防犯ボランティア団体は、昨年末で 254 団体、31,644 人となり、前年と比べて団体数は 7 団体、構成員数は、高齢化等の理由から 738 人減少した。

防犯ボランティア研修会等の参加団体数は、保健体育課主催の学校安全ボランティア養成研修会の開催に加え、県、警察等が共催による研修会を開催し、135 団体(延べ数)が参加し目標を達成した。

- ・ 警察本部で委嘱をしている防犯アドバイザーに対し、学校、事業所及び地域住民等の要望に応じて、派遣要請し、防犯講習会等における防犯広報・啓発活動等を行った。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
犯罪被害者支援ボランティア数	人	(21) 17	(22) 17	(23)	(24)
防犯ボランティア研修会等への参加団体数(延べ数)	団体	(50) 61	(100) 135	(150)	(200)

現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

(犯罪被害者支援推進事業)

- ・ 県及び 18 市町において犯罪被害者等支援に特化した条例が整備されているものの、県や市町の総合的対応窓口等の担当者等の対応が不十分であり、各種支援施策が充実していない。

- ・ 県民の犯罪被害者等の現状等への理解が不足している。

(防犯ボランティア活動支援)

- ・ 刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、空き巣等の住宅を狙った窃盗被害や、自転車盗等の乗り物盗の被害のうち無施錠の被害の割合(空き巣約64%、自転車盗約67%、車上ねらい約72%)が全国平均に比べて高く、県民が身近に感じている犯罪(窃盗等)に対する防犯意識が低い。
- ・ ニセ電話詐欺の被害額が、2年連続で2億円を超え、過去最悪で推移し、高齢者の被害が全体の半数を超えているが、未だ高齢者のニセ電話詐欺に対する抵抗力が低い。(高齢者の割合:約57%、高齢女性の割合:約49%)
- ・ 県民や事業者の防犯活動(防犯ボランティア活動、防犯CSR活動)に対する意識等に地域毎にバラつきがある。

<要因分析>

(犯罪被害者支援推進事業)

- ・ 県や市町の担当者における犯罪被害者等の知識・情報不足
- ・ 犯罪被害者支援に関する理解促進等を含めた広報啓発活動等の不足

(防犯ボランティア活動支援)

- ・ 県民の犯罪被害に対する危機意識等の欠如、自己の防犯対策に対する判断の過剰評価
- ・ 高齢者の犯罪等に対する判断能力の欠如、高齢者と社会人、若年層等地域社会とのコミュニケーション不足等
- ・ 県民や事業者等の安全で安心なまちづくりに対する意識の欠如・防犯活動等を行っている団体・企業等の固定化

<対応方針>

(犯罪被害者支援推進事業)

- ・ 民間支援団体を始めとした関係機関・団体等と連携を強化し、犯罪被害者等支援条例に基づく推進計画を踏まえた各種支援施策を推進し、犯罪被害者等への支援の充実に努める。
- ・ 犯罪被害者支援フォーラムを始めとした各種広報啓発活動を強化し、犯罪被害者等支援の理解促進に努める。

(防犯ボランティア活動支援)

- ・ 県民が身近に感じている犯罪(窃盗等)の防犯対策のため、防犯教育や各種広報啓発活動を強化し、防犯意識の向上と各種防犯対策の周知徹底に努める。
- ・ 高齢者を始め、社会人、若年層等に対しニセ電話詐欺被害防止の広報啓発活動を強化するほか、高齢者等犯罪弱者を犯罪に遭わせない地域づくりのため各種防犯対策の推進に努める。
- ・ 防犯ボランティア団体や事業者関係機関団体等に対する防犯研修会等の開催や、各種支援対策を強化し活性化を図るほか、同団体等と連携し犯罪の起きにくい社会づくり(犯罪の防止に配慮したまちづくりの充実等)に努める。

2 交通安全対策の推進（交通指導取締費、運転免許費）

事業の目的

- ・ 交通事故の発生件数について、平成 30 年までに 6,994 件以下とすることを旨とする。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	28 年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
< 主要事項 > 交通安全対策事業	(13,768) 13,672	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全虎の巻等を活用した高齢者に対する交通安全教育 ・ 反射材配付、反射材着用促進モデル町の指定等による反射材の普及促進 ・ スケアードストレイト方式による自転車交通安全教室の実施 ・ ドライブレコーダー映像による交通安全資料の作成 ・ 交通安全教育車を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育 ・ 地域交通安全活動推進委員の委嘱 	(29,604) 29,510	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孫心(まごころ)はがき、交通安全虎の巻等を活用した高齢者に対する交通安全教育 ・ 反射材配付等による反射材の普及促進 ・ 交通安全教育車を活用した参加・体験型の交通安全教育< 主要事項 > ・ 地域交通安全活動推進委員の委嘱
< 主要事項 > 運転適性相談における認知症等早期発見対応推進事業	(5,640) 5,316	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療系専門職員を免許センターに配置し、相談受理・医療機関の受診勧奨・免許証の自主返納の勧奨等を通じて高齢者の事故防止を推進 	(-) -	

事業の成果

- ・ 交通事故の発生件数を「8,286 件以下（平成 28 年の目標数値）」を目指して交通安全対策の事業に取り組んだ結果、その数値が 7,783 件となり、8,286 件以下という（平成 28 年における）目的が達成された。
- ・ 高齢者が関係する交通事故を防止するため、高齢者向けの交通ルールや交通マナーを記したリーフレット「交通安全虎の巻」を作成し、各地区老人クラブなどでの交通講話や高齢者宅訪問による個別指導時等において配布した。

- ・ 夜間、歩行者が道路横断中に車にはねられる事故が後を絶たないことから、各季の交通安全県民運動や各種交通安全教室等の際に広く県民に反射材を配布し、大町町を反射材着用促進モデル町と指定するなど反射材の利用促進を図った。
- ・ 県内高等学校6校において、スタントマンによる交通事故の再現を主とした自転車交通安全教室を実施し、自転車の交通秩序を秩序化するとともに、近い将来、四輪の運転者となる高校生に交通ルール遵守の精神を養うなど交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 交通事故の約半数は追突事故であり、その主な原因は前をよく見ていなかったことなど初歩的な違反が原因であり、多くのドライバーに対して参加・体験・実践型の交通安全教育を行う必要があるため、ドライブシミュレータ等の機器を搭載した交通安全教育車を導入し(平成28年2月)県内の各場所で交通安全教育を実施し(平成28年度中約170回活用、体験者約6,500人、参加者約18,000人)交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 各季の交通安全県民運動や5月の自転車のルール遵守とマナーアップ運動期間などにおいて、地域交通安全活動推進委員(平成28年度146人委嘱)と協働して交通安全街頭キャンペーンの実施や高校生に対する自転車街頭指導などを実施し、県民の交通安全意識の高揚を図った。
- ・ 運転免許センターに保健師等の専門知識を有する2人を運転適性相談員として配置し(平成28年4月)運転免許の更新時等に一定の病気であることを申告した者、認知機能の低下が疑われる者及びその家族からの相談対応を通じて、医療機関の受診勧奨や免許証の自主返納を推奨し、認知症の早期発見・早期対応、さらには病気の症状に応じた相談対応によって高齢者等の交通事故防止を推進した。
- ・ 1年間の運転適性相談員の取扱い件数は、903件であり、運転免許センター及び運転免許試験場で取り扱った総相談件数の約7割を占め、認知症以外でも脳梗塞等の脳疾患、てんかん、再発性の失神、統合失調症など多岐にわたる相談に応じた。
- ・ 運転適性相談員の配置による効果は、専門的医療知識に基づく的確な質問及び正確な病状判断、警察官では気付かない症状を見逃さない対応、提出された診断書の確認における医療知識の活用などが挙げられ、医療の視点から運転免許の可否に関する意見や交通事故防止のためのアドバイスを行うことができた。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
交通事故の総量抑止	件	(8,578) 8,561	(8,286) 7,783	(7,644)	(6,994)

現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- ・ 平成28年中の人身交通事故発生件数は、前年対比で減少しているものの、5年連続して人口10万人当たりの人身交通事故発生件数が全国ワースト1となった。
- ・ 全人身交通事故に占める追突事故の割合が約47パーセントと全国平均(約37パーセント)よ

りも高く、人身事故総量を押し上げている現状から、追突事故の低減が交通事故総量抑止への重要な課題となっている。

- ・ 高齢者が関係する交通事故の割合が全人身交通事故の約 34 パーセントを占め、全交通事故死者に占める高齢者の死者の割合も約 54 パーセントを占めており、高齢者対策が課題となっている。

< 要因分析 >

- ・ 追突事故発生原因の約 85 パーセントを前方不注意・動静不注視が占めており、前を見て運転するという運転の基本的遵守事項が守られていない。
- ・ 追突事故の第 1 当事者における 30 歳未満者の割合が高い。(約 31 パーセント)
- ・ 高齢化の進展に伴って、全交通事故に占める高齢者が関係する交通事故の割合が年々増加傾向にある。
- ・ 交通事故死者のうち、夜間歩行中死者は、高齢者が多数を占めたほか、総じて反射材の着用が認められず、ドライバーからの確認が遅れやすい状況が見受けられた。

< 対応方針 >

- ・ 平成 28 年中のワースト 1 脱却には至らなかったが、平成 29 年も発生件数の減少傾向は維持し、佐賀県の交通安全対策の指針である「第 10 次佐賀県交通安全計画」の指標達成に着実に近づいていることから、データ分析に伴う現在実施中の事業の実施効果を見極めながら、交通安全対策事業の充実を図り、交通事故総量の抑止を図る。
- ・ 全国平均よりも高い追突事故の発生状況及び運転の基本の遵守の重要性を効果的に広報啓発する。
- ・ 追突事故における 30 歳未満者の第 1 当事者の割合が高いことから、重点的に運転者対策を講じる。
- ・ 高齢者を中心とした広報啓発活動を実施し、高齢者事故の防止を図る。
- ・ 反射材の着用を促進及び原則ハイビームの広報啓発を徹底し、歩行者事故の防止を図る。
- ・ 悲惨な交通死亡事故をなくし、県民の命を守るため、事故の危険性が大きい 4 車線道路へ中央分離帯を設置する社会実験など、関係者と協議しながら、より効果的な交通事故抑止に係る方策を検討する。
- ・ 県民への意識づけに係る取組を行う県交通対策協議会や市町等への支援を重点的に行う。

3 薬物乱用のない社会づくり

事業の目的

- ・ 薬物事犯の取締りを実施するとともに、薬務課等の関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止のための広報啓発活動を実施し、もって薬物乱用のない社会をつくる。
- ・ 児童生徒等の薬物乱用の根絶に向けた規範意識の向上を図るためには引き続き小学校、中学校及び高等学校における薬物乱用防止に関する指導を徹底する必要がある。

事業の実績

(単位：千円)

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
薬物乱用防止対策	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物事犯の取締り 末端乱用者の取締りによる需要の根絶及び密売人による供給源の遮断 ・ 広報啓発活動 関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止の広報・啓発活動を実施 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物事犯の取締り 末端乱用者の取締りによる需要の根絶及び密売人による供給源の遮断 ・ 広報啓発活動 関係機関・団体と連携し、薬物乱用防止の広報・啓発活動を実施
学校における薬物乱用防止教室の実施	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 13校、13回 ・ 中学校 28校、28回 ・ 高等学校 19校、20回 ・ その他学校 7校、8回 その他は、高等専門学校を計上 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 13校、参加生徒数 458人 ・ 中学校 14校、参加生徒数 3,936人 ・ 高等学校 22校、参加生徒数 8,466人 ・ その他学校 1校、参加生徒数 150人 その他は、高等専門学校を計上

事業の成果

(薬物乱用防止対策)

- 平成 28 年中、107 件、74 人の薬物事犯を検挙するとともに、麻薬取締協議会、「ダメ・ゼッタイ」キャンペーンなどに参加して、薬物乱用防止に向けた広報啓発活動を実施した。

(学校における薬物乱用防止教室の実施)

- 要請があった県内の小学校・中学校・高等学校等において、児童生徒が、薬物乱用の有害性・危険性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、周囲の人々の影響や人間関係の中で生じる断りにくい心理、宣伝・広告や入手し易さなどの社会環境によって助長されることなどについて指導し、規範意識向上を図った。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】		()	()	()	()

現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

(薬物乱用防止対策)

- 覚せい剤やシンナーによる検挙者は横ばい又は減少傾向にある。また、取締りの強化により、国内で危険ドラッグを販売している実店舗はないが、インターネットやデリバリーによる販売は続いている。

なお、危険ドラッグによる検挙者は減る一方で大麻による検挙者が増加傾向にある。

- 県内におけるここ数年の薬物事犯による検挙者は、横ばい(約 70~100 人程度)で推移している。また薬物事犯の再犯率は約 6 割である。

(学校における薬物乱用防止教室の実施)

- 私立学校における薬物乱用防止教室の開催率が低い。また、公立学校の中では、小学校の開催率が低い。

<要因分析>

(薬物乱用防止対策)

- 危険ドラッグが入手しにくくなったことや危険ドラッグの危険性がマスコミ等を通じて知られるようになったため、危険ドラッグから大麻へシフトしたと考えられる。
- 薬物は強い依存性を有しているものもあるため、依存症を克服し社会復帰することは難しい。

(学校における薬物乱用防止教室の実施)

- 前年度より薬物乱用防止教室の開催率は向上したものの、開催していない学校は、体育や保健体育の授業の中で薬物に関する指導をしているところが多く、教室開催の必要性を感じていない。

< 対応方針 >

(薬物乱用防止対策)

- ・ 危険ドラッグのインターネット販売に対しては、条例に基づく「知事監視製品」等に指定するなど、監視を継続していくとともに、大麻の危険性については、出前講座や薬物乱用防止教室を活用し周知を図る。

(学校における薬物乱用防止教室の実施)

- ・ 私立学校については、講師を案内するなど教室開催に向けた協力依頼を行い、公立学校の小学校については、学校の学校安全計画の中に薬物乱用防止教室を位置付け、その開催意義を理解してもらえよう努力する。

楽しい子育て・あふれる人財 さが

- 子育て

1 地域で支える青少年の健全育成（刑事警察費）

事業の目的

非行少年の立ち直りを支援するための居場所づくり活動や少年相談業務を推進するなどして、少年非行（再非行）の防止を図る。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	28年度		前年度	
	（予算現額） 決算額	事業内容	（予算現額） 決算額	事業内容
非行少年を生まない社会づくりの推進	(2,303) 2,192	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少年の居場所づくり活動 23回 ・ 少年補導、相談業務 少年補導員委嘱 661人 被害少年サポーター委嘱 8人 少年(大学生)サポーター委嘱 20人 フリーダイヤル相談電話 1台 少年サポート活動用携帯電話 11台 ・ 児童ポルノ事件捜査 児童ポルノ事件捜査機器 インターネット端末 1台 児童ポルノ事件捜査携帯電話 2台 	(2,528) 2,215	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少年の居場所づくり活動 21回 ・ 少年補導、相談業務 少年補導員委嘱 661人 被害少年サポーター委嘱 8人 少年(大学生)サポーター委嘱 20人 カウンセリング部外講習 1人 フリーダイヤル相談電話 1台 少年サポート活動用携帯電話 11台 ・ 児童ポルノ事件捜査 児童ポルノ事件捜査機器 インターネット端末 1台 児童ポルノ事件捜査携帯電話 2台

事業の成果

- ・ 非行少年を生まない社会づくりの推進に取り組んだ結果、刑法犯少年の検挙・補導された少年は平成28年中335人、前年比で40人（10.7%）減少した。しかし、再犯者率が約32%と依然高く、更には中学生の非行少年の数が高校生の数を6年連続上回るなど、その対策の必要性がますます高まっている。
- ・ 「少年の居場所づくり活動」は、少年の非行防止や立ち直り支援を目的としたものであり、ボランティアとともに少年非行防止などの支援や少年等の健全育成に向けた環境美化活動、社会奉仕活動、スポーツ活動等を行っている。平成28年度の活動回数は23回、延べ314人の少年が参加した。

- ・ 「少年補導業務」は、少年非行を防止し、その健全育成を図るものである。
平成28年度も、少年補導員として661人を委嘱し、街頭補導活動を282回行うとともに、少年相談等、少年非行防止や犯罪被害防止の広報活動等を行った。
また、前年度同様、スマートフォン2台を配備し、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」に取り組んでいる。
- ・ 「少年相談業務」は、少年非行情勢や、いじめ・児童虐待等を背景として、相談内容も複雑・多様化しており、相談窓口であるヤングテレホンを設置し、種々の問題を抱える少年に対する継続的な立ち直り支援を図るなど、他の行政機関の相談窓口ではできない活動を行っている。
平成28年中は、ヤングテレホンに46件の相談が寄せられたほか、平成23年度からは少年サポートセンター職員にサポート活動用携帯電話を配付し、相談に当たらせている。
カウンセリング部外講習を受講した職員が、問題や悩みを抱える非行少年や性的被害を受けた少年に対し、カウンセリング技法を用いて面接し、自分自身の問題に気付かせて内省を促し、更生を図るなど立ち直りを支援している。
- ・ 「児童ポルノ事件捜査」は、同事件が主としてインターネットを利用して敢行されていることから、サイバーパトロールにより事件端緒を入手し、積極的に取締りを行っている。また、携帯電話向けの各種サイトが児童買春などの犯罪の温床となっているため、フィルタリングの加入推進を図るとともに、サイトを適宜確認し、取締りに活用している。
児童ポルノ事件捜査機器や携帯電話を活用し、取締りを推進した結果、平成28年中は児童買春・児童ポルノ事件で9件(前年比-1件)、9人(前年比-1人)を検挙した。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】		()	()	()	()

現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- ・ 子ども・若者を取り巻く環境は多様化・複雑化している状況であり、特にインターネット等の利用によるトラブルの増加が懸念される。

<要因分析>

- ・ 子ども・若者の抱える課題の複雑化、多様化及び長期化。

<対応方針>

- ・ 情報モラル講座等の啓発活動や、トラブルを未然に防ぐためのネットパトロールを継続的に行っていく。

- 教育

1 豊かな心を育む教育の推進（警察本部費）

事業の目的

平成 19 年度から、警察官 O B であるスクールサポーター(非常勤嘱託員)を学校に配置し、警察署と連携して、

- ・いじめ、校内暴力事案等、非行防止に関する指導、助言等
- ・児童等の安全確保及び非行、犯罪被害防止等の対策
- ・学校周辺における犯罪、事故等に関する情報発信

等の活動を行い、少年の健全育成を図る。

事業の実績

(単位：千円)

事業名	28 年 度		前 年 度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
スクールサポーター配置	(18,983) 18,981	・スクールサポーター配置 佐賀警察署 3人 鳥栖警察署 2人 小城警察署 2人 唐津警察署 1人	(18,806) 18,806	・スクールサポーター配置 佐賀警察署 3人 鳥栖警察署 2人 小城警察署 2人 唐津警察署 1人

事業の成果

- ・ 常駐日数（平成28年4月～平成29年3月）

城北中	163日	大和中	138日	川副中	133日	芦刈中	38日
成章中	168日	鍋島中	123日	鳥栖中	192日	三日月中	41日
東与賀中	22日	金泉中	17日	鳥栖西中	171日	多久中央中	117日
思斉中	26日	昭栄中	21日	小城中	76日	唐津第五中	191日
城西中	21日	城東中	130日	牛津中	42日	その他	118日

- ・ 活動状況

校内巡視（平成 28 年度 1,948 回実施）、非行防止講話（平成 28 年度 11 回実施）、問題少年等に対する声かけ、登校時間帯の挨拶運動などを行い、学校内外において、学校との情報共有や教職員への指導・助言を行うことで学校等との架け橋となっている。

スクールサポーターは、警察官 O B としての経験を生かし、生徒と信頼関係を構築することで、生徒達の身近な存在、相談相手となるなどして、いじめ防止や少年の健全育成等に効果が上がっている。

学校関係者からは、「荒れた学校では警察との連携が必要であり、様々な面で助けてもらっている」、「職員の目の届かないところまで気を配ってもらえ、指導体制が充実した」などの声が上がっており、その活動の反響は大きく、スクールサポーターの継続派遣や新規派遣の要望が多い。

総合計画 2015 指標の達成状況

指標名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】		()	()	()	()

現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

- ・ 佐賀県では、少年非行等に対する経験、知識を有する警察官OBを活用し、平成 19 年度からスクールサポーターとして、中学校に派遣・常駐させ、問題少年に対する声かけや安全確保対策等を行うなど、警察と学校の橋渡し役として活動している。

平成 28 年における刑法犯少年の検挙人員は 291 人で、平成 19 年と比較すると約 4 割程度と大きく減少しているものの、6 年連続で中学生の検挙・補導人員が高校生の検挙人員を上回っており、また、少年の再犯者率についても 31.9% と高い割合を占めるなど、佐賀県の少年非行情勢は厳しい状況にある。

<要因分析>

- ・ 少年非行問題に的確に対応していくためには、警察と学校等との連携が不可欠であるが、両者の架け橋として重要な役割を果たすスクールサポーターの配置は、8 人に留まっている。

<対応方針>

- ・ 現在配置されているスクールサポーターへの研修などを通じて、学校等の教育機関と連携強化を図り、少年の健全育成に取り組む。

自発の地域づくり さが

- 交通ネットワーク

1 くらしに身近な道路の整備（交通指導取締費）

事業の目的

県内のくらしに身近な道路の交通安全施設等を整備、高度化し、交通事故の少ない安全な道路環境を確保する。

事業の実績

（単位：千円）

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
交通安全施設整備	(478,892) 477,270	・交通安全施設等の高度化等 情報収集装置 2箇所 情報収集提供装置16箇所 プログラム多段系統化 5箇所 半感応化 5箇所 プログラム多段化 6箇所 押ボタン化 6箇所 多現示化 5箇所 視覚障害者用付加装置 1箇所 高齢者等感応化 1箇所 信号灯器のLED化 8箇所 鋼管柱化 15本 路側式標識 40本	(461,473) 459,419	・交通安全施設等の高度化等 集中制御化 5箇所 情報収集装置 1箇所 情報収集提供装置 13箇所 交通情報板 1箇所 交通流監視用テレビ 1箇所 旅行時間計測端末装置 2箇所 プログラム多段系統化 4箇所 半感応化 4箇所 プログラム多段化 6箇所 多現示化 5箇所 車両感知器改良 1箇所 視覚障害者用付加装置 2箇所 高齢者等感応化 2箇所 信号灯器のLED化 4箇所 信号機電源付加装置 3箇所 鋼管柱化 15本 照明灯付横断歩道標識 23本 照明灯付標識筐体交換 5本 張出式標識 3本 路側式標識 100本

事業名	28年度		前年度	
	(予算現額) 決算額	事業内容	(予算現額) 決算額	事業内容
交通安全施設整備		横断歩道 50.5km 実線 40.0km 図示 35.0km 新設信号機 14箇所 等		横断歩道 41.5km 実線 14.5km 図示 77箇所 新設信号機 13箇所 等

事業の成果

交通安全施設等の高度化については、交通管理者として適正かつ効果的な交通管制を維持・推進するため、情報収集提供装置を整備したほか、信号灯器のLED化を進めるとともに、高齢者や障害者等の円滑な移動を実現するため、信号機のバリアフリー化を実施した。

さらに、車両及び歩行者に対して交通規制の実施状況をより明確に認識させることにより、交通事故を防止するとともに円滑な交通を実現することを目的として、生活道路において、「ゾーン30」、「ライン30」の整備を実施した。

総合計画2015指標の達成状況

指標名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
		(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績	(目標) 実績
【該当指標なし】		()	()	()	()

現状と課題、要因分析、対応方針

<現状・課題>

交通の安全と円滑を図る上で高い効果を発揮する交通安全施設は、経済成長とともに整備され、交通事故抑止のみならず自治体機能として交通流の円滑・適正化に寄与してきており、地域経済に対しても大きく貢献してきている。

交通の安全確保のみならず地域経済にも大きな影響を及ぼす交通安全施設にも耐用年数があり、これまで、更新時期を迎えた施設の更新整備を進めてはいるものの、更新基準を超えている施設も多く現存する。

<要因分析>

厳しい財政状況が続く中、老朽化した施設の大量更新期を迎えているところであり、交通安全施設の効果・効能を維持して県民の安全・安心を確保するためにも継続的に多額の予算確保が必要である。

< 対応方針 >

大量更新期を迎えているところであるが、限られた財源等を踏まえつつ、ストック数の削減、トータルコストの縮減や施設機能を安定的に確保するため、施設点検を継続して経過年数、点検結果、補修履歴等を踏まえた上で総合的に判断し、更新の必要性が高いと認められる施設を優先的に更新する。

また、損傷が軽微であり早期の段階で予防的な修繕等を実施することにより、大規模な修繕や更新をできるだけ回避する、予防保全の考え方に基づいた維持管理及び計画的な更新を推進する。